

議案第 68 号

羽生市地域包括支援センターの人員及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

羽生市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める  
条例（平成 27 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては  
「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）  
については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（<u>地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数</u>）</p> <p>第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 000 人以上 6, 000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数（<u>地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p>	<p style="text-align: center;">（<u>職員</u>の員数）</p> <p>第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 000 人以上 6, 000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p>

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合における地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域において次の各号に掲げる第1号被保険者の数に応じ、当該各号に定めるところによることができる。

(1) おおむね1,000人未満 第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人

(2) おおむね1,000人以上2,000人未満 第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)

(3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の職員のうちから、第1項第1号に掲げる者を1人及び同項第2号又は第3号に掲げ

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合における地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域において次の各号に掲げる第1号被保険者の数に応じ、当該各号に定めるところによることができる。

(1) おおむね1,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人

(2) おおむね1,000人以上2,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)

(3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の職員のうちから、前項第1号に掲げる者を1人及び同項第2号又は第3号に掲げ

<p>げる者のいずれか1人 <u>4</u> (略)</p>	<p>る者のいずれか1人 <u>3</u> (略)</p>
------------------------------------	-----------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年8月27日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明